

特殊詐欺を撃退！

通話録音機能付電話機等の購入を補助します！

振り込め詐欺をはじめとした、悪質な電話勧誘等による特殊詐欺等の被害を未然に防ぐため、通話録音機能付電話機等の購入費の一部を補助します。

対象者

次のすべてに当てはまる人

- ・周防大島町内に住所があり居住している人
- ・70歳以上の単身世帯または70歳以上のみの世帯
- ・町税などを滞納していない人
- ・令和7年4月1日以降申請し、購入される方
- ・令和6年度中に同補助金を受け、電話機等購入していない人

※購入前に補助金申請の手続きが必要です



対象機器

電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える「事前予告機能」と「通話録音機能」がある固定電話機または固定電話に接続して用いる通話録音装置



補助内容

購入・設置に要する費用の 2分の1

- ※ 上限 10,000 円・1世帯あたり 1台まで
- ※ ナンバー・ディスプレイなど 付随サービスの加入等の費用は対象外 です。

REC



注意事項

- ・予算の上限に達し次第、終了となります。
- ・この制度を利用するには、購入の前に事前の手続きが必要です。
- ・機器の設置により振り込め詐欺等の電話を完全に防ぐことはできません。



手続き方法は裏面へ



手続方法

- ①申請書に、「見積書」、「カタログなどの写し」を添付して提出
- ②**決定通知書が届いたら、対象機器を購入し設置する**
- ③設置後は次の書類を提出する
 - ・実績報告書に、「領収書のコピー」を添付したもの
 - ・補助金等交付請求書（口座振込依頼書）



申請期間

令和 7 年 4 月 1 日(火)～令和 8 年 2 月 9 日(月)
※予算の上限に達し次第、終了となります

提出方法

商工観光課または各総合支所窓口へ提出してください



申請窓口・問い合わせ先

周防大島町商工観光課（周防大島町役場久賀庁舎 2 階）

☎0820-79-1003

申請書類は商工観光課、各総合支所、町ホームページで入手できます。

